

寄付(チャリティランナー)申込留意事項
(認定 NPO 法人ゴールドリボン・ネットワーク)

【チャリティ参加について】

各寄付先団体へ寄付をすることで、参加できます。

50,000 円以上寄付をいただいた方の中でご希望の方は、チャリティ活動をアピールしていただくチャリティランナーとして東京レガシーハーフマラソン 2023 に出走することができます。出走を通じて、チャリティ活動の素晴らしさを発信していただきます。

【留意事項】

①参加資格

18 歳以上(大会当日 2023 年 10 月 15 日時点)

②大会要項をご確認のうえ、申込みください。

<https://legacyhalf.tokyo/about/outline/index.html>

③寄付は、重複して 2 つ以上の寄付先事業に行うことができますが、チャリティランナー志望は重複できません。

④寄付金決済後の返金は一切できません。

なお、主催者の責によらない事由で本チャリティ事業や大会が中止となった場合、寄付金の返金はいりません。

選択された寄付先団体の寄付金使途となる事業（寄付先事業）が、やむをえず中止となった場合は、他の寄付先事業に充当させていただきます。

以下のような場合も返金の対象とはなりません。

- ・自身の都合により出走を辞退した場合
- ・大会当日に出走しなかった場合
- ・規約違反等の事由により、出走権が取り消しとなった場合

⑤寄付金に参加費等は含まれません。

参加費等については、チャリティランナーに選任されてランナーエントリーまで進まれた方に別途ご案内いたします。

⑥大会主催者が認めていない旅行会社等による申し込みは認めません。判明した場合は参加権を取消すとともに、入金後であっても寄付金及び参加料等の返金はいりません。

⑦寄付金の領収書は対応可能です。寄付金入金のご案内の際に、ご案内いたします。

⑧個人の寄付については、所得控除または、税額控除の対象となります。法人の寄付については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、ほかの特定公益増進法人などに対する寄付金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲で損金算入が認められます。なお、平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度については特別損金算入限度額が拡充されました。※損金算入限度額は法人の区分に応じて算式が異なります。

⑨お申込の際にお預かりした個人情報、本大会のチャリティランナー決定及び大会に関する各種のご連絡に使用いたします。

⑩法人での申込は可能です。

⑪法人寄付に関して、東京レガシーハーフマラソンのオフィシャルパートナーと抵触する活動や、商品の販売やキャンペーン利用などの行為はできません。そのような活動や行為がされた場合、今後の本大会への申込自体ができなくなる可能性があります。

・オフィシャルパートナーに抵触する活動例

*東京レガシーハーフマラソンのプロパティ(大会名称、写真・映像、ロゴ、その他)使用
(禁止事項)「●●社は、東京レガシーハーフマラソンを応援しています」

(禁止事項)「●●社は、東京レガシーハーフマラソンチャリティを応援しています」

(禁止事項)「東京レガシーハーフマラソンを通じて○○(寄付先団体名)を支援しました」など

*大会会場及びコースにおける広告宣伝活動

(禁止事項)企業名、商品名を意味する図案及び商標などを身に着けた出走、幕掲出など

【個人情報の取り扱いについて】

認定 NPO 法人ゴールドリボン・ネットワークの個人情報の取り扱いについては以下をご確認ください。

<https://www.goldribbon.jp/privacy>

【チャリティランナー決定方法及びお問い合わせについて】

①チャリティランナー決定方法について

寄付申込いただいた順にチャリティランナーを決定いたします。

②本寄付申込に関するお問合せ先：<https://www.goldribbon.jp/contact>

③大会に関するお問合せ先：<https://www.sportsentry.ne.jp/inquiry>

【今後のスケジュール（予定）】 ※スケジュールは前後する可能性がございます。

6月1日（木）～6月8日（木）ランナーエントリー/参加料ご入金期間

（寄付金入金を確認できた方に5月31日（水）までにご案内）

領収書の発行：発行が可能です。ご希望の場合は、寄付申込の際に領収書（受領書）の送付を「希望する」を選択ください。